

八千代市建設工事適正化指導要領 主な改正内容
(令和5年1月1日施行)

- 1 下請契約の締結の制限（第5条）について
特定建設業者でなければ、下請契約を締結してはならない下請代金の総額を4,000万円以上から4,500万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上から7,000万円以上）に引き上げる。
- 2 技術者の適正な配置（第6条）について
市から直接工事を請け負った特定建設業者が、当該工事現場に監理技術者を配置しなければならない下請代金の総額を4,000万円以上から4,500万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上から7,000万円以上）に引き上げる。
- 3 主任技術者等専任通知書（第8号様式）
建設業許可における専任技術者を配置してはならない工事について、欄外の説明書きの請負金額を3,500万円から4,000万円（建築一式工事の場合は7,000万円から8,000万円）に引き上げる。
- 4 下請業者変更届（第9号様式）
欄外の説明書きにおける添付書類を、工事一部下請負届（第6号様式）と一致させる。
- 5 施工体制等点検表（第12号様式）
特定建設業の許可が必要となる下限額、工事現場ごとに専任の技術者を配置することが必要となる下限額が引き上げられることに伴い、点検事項の修正をする。